

供託手続関係

日本銀行代理店の集約・廃止のお知らせ

広島法務局尾道支局において取り扱う供託物の納付先(取扱店)が、次のとおり変更となります。

変更前 (令和5年7月31日まで)		変更後 (令和5年8月1日から)	
金銭	日本銀行尾道代理店 (広島銀行尾道支店)	金銭	日本銀行福山代理店 (広島銀行福山営業本部)
振替国債		振替国債	
有価証券		有価証券	日本銀行広島支店

※ 取扱店変更日以降は、日本銀行尾道代理店(広島銀行尾道支店)において納付手続を行うことはできません。

✓ 金銭の供託については、供託所(法務局)及び日本銀行(取扱店)に行かずに「**オンラインによる申請**」をすることができます。

✓ 日本銀行(取扱店)に行かずにゆうちょ銀行等のペイジー対応ATMから「**電子納付**」で供託金を納付することもできます。

ご不明な点は、お問合せください。

〒722-0002 尾道市古浜町27-13

広島法務局尾道支局 TEL:0848-23-2883